

東部療育通信-2023年5月号-

入所と地域の障害児(者)の生活を支援するメールマガジン

発行東京都立東部療育センター<http://www.tobu-ryoiku.jp/>

「身体拘束の適正化について」

日頃より東部療育センターのメールマガジンをお読みいただき誠にありがとうございます。

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。障害の有無に関わらず全ての人々には自分自身の意思で自由に行動し生活する権利があります。

今回は、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室）を参考に、身体拘束についてお伝えしたいと思います。

【身体拘束の具体的な内容】

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

- ①車いすやベッド等に縛り付ける
- ②手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける
- ③行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ④支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する
- ⑤行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑥自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

【やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件】

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があります。その場合であっても、身体拘束を行う場合は組織的かつ慎重に行います。

①切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。

②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。

③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

【やむを得ず身体拘束を行うときの手続き】

- ①組織による決定と個別支援計画への記載

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。

②本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要となります。

③行政への相談、報告

行動制限・身体拘束する場合、市町村の障害者虐待防止センター等、行政に相談・報告して、行動制限・身体拘束も含めた支援についての理解を得ることも重要です。

④必要な事項の記録

また、身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記載します。

⑤身体拘束廃止未実施減算

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する「身体拘束廃止未実施減算」が創設されました。

【身体拘束等の適正化の更なる推進】

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項として、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催すること、身体拘束等の適正化のための指針を整備すること及び従業者に対し研修を定期的実施することが追加されました。

東部療育センターでも身体拘束適正化の推進を図るため、身体拘束適正部会を設置、同意書やマニュアルの整備を行いました。障害者虐待防止に関する研修は、毎年悉皆研修として実施しています。

本人の権利を侵害しないために身体拘束の廃止は必要な取り組みです。正しい理解をした上で適切な支援につなげていきたいと思えます。

参考資料：「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和 4 年 4 月 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室）

医療ソーシャルワーカー 鈴木 美紀

今回のメールマガジンはいかがでしたでしょうか？

ご意見・ご要望等ございましたら、遠慮なくお寄せください。

|| I | N | D | E | X |

1：施設概要のページへ

→<http://www.tobu-ryoiku.jp/outline/>

2：ご利用案内のページへ

→<http://www.tobu-ryoiku.jp/guide/>

3：施設開放サービス

→http://www.tobu-ryoiku.jp/service/opening_service.html

4：地域療育支援

→<http://www.tobu-ryoiku.jp/guide/regionaltreatment.php>

| 施設概要

●東京都立東部療育センターは、重症心身障害児(者)の医療と療育を総合的に行う施設です。

●少子化が進行する中であっても、心身障害児(者)は減少しておらず、また、障害の程度は重度・重症化しています。更には、家族が高齢となったため家族介護が困難で施設入所を希望している方も増えています。

●一方で、できる限り住みなれた地域で在宅の療育を望んでいる障害者や家族の方達は多く、その支援の充実を図ることが一層必要となっています。このような状況に対応するため、重症心身障害児(者)施設が整備されていなかった区東部地区に設置することにしました。

→<http://www.tobu-ryoiku.jp/outline/>

◆このメールはmsw_trc@mtrc.jp のアドレスより配信しております。

◆送信アドレスは配信専用です。お問合せやお手続きは下記よりお願いします。

東部療育通信

発行：東京都立東部療育センター<http://www.tobu-ryoiku.jp/>

個人情報保護方針：<http://www.tobu-ryoiku.jp/privacypolicy.html>

問合せ先：<https://www.tobu-ryoiku.jp/inquiry.html>

〒136-0075 東京都江東区新砂3-3-25

TEL 03-5632-8070 / FAX 03-5632-8071

E-mail msw_trc@mtrc.jp

●配信がご不要の方は、下記URL にアクセスして下さい

<https://www5.webcas.net/gs/p/delete-user>
